



毎月1回1日発行  
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)  
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦  
 編集委員会：佐野俊光 若杉貴浩 外山久典 野田徹 白石栄一  
 印刷所：(株)白 橋



令和元年東日本台風により被災した思川で災害復旧助成事業が令和5年2月完了  
 (写真は天満橋下流工区、写真提供：栃木県)

目 次

千葉県における令和元年災害と災害復旧の研修に関する取組について

.....	千葉県河川環境課防災対策室	2
水防功労者大臣表彰	.....	6
洪水キキクルと水害リスクラインを一体化	.....	
.....	気象庁大気海洋部気象リスク対策課、水管理・国土保全局河川環境課	8
河川入門講座(9) 河川の土地の使用(その1)	.....	9
「災害査定の留意点」第23回	.....	
.....	水管理・国土保全局防災課	10
協会だより 令和4年度 防災セミナーを開催	.....	12
令和4年度 第3回通常理事会開催、顧問会議開催	.....	15
被害報告	.....	なし

# 千葉県における令和元年災害と 災害復旧の研修に関する取組について

## 千葉県河川環境課防災対策室

### 1. はじめに

#### (1) 千葉県の概要

千葉県は、本州の中央東端に位置し、太平洋に注ぐ利根川と東京湾に注ぐ江戸川によって区切られ、西側は東京湾が広がり、東側は太平洋に面し、四方を川と海に囲まれています。

地形は、南から北に向かって低くなっており、県南部の標高200～300メートル級の下総台地と利根川流域と九十九里沿岸に広がる平野に大別されます。

#### (2) 千葉県の河川

県内の河川としては、一級河川89河川(4沼含む)、二級河川137河川、準用河川138河川があり、指定延長(左岸+右岸、沼は周囲)が3,664キロメートルとなっています。

また、県内の河川は、一級河川及び二級河川の約8割が流路延長10キロメートル以下で、約9割が流

域面積100平方キロメートル以下と中小河川が多く、洪水到達時間が短いため、局所的な集中豪雨により水位が上昇しやすいという特徴があります。

そのため、急激な水位上昇に対する、河川管理施設の的確な操作、水位情報の発信や避難活動など、防災時の対応に努めているところです。

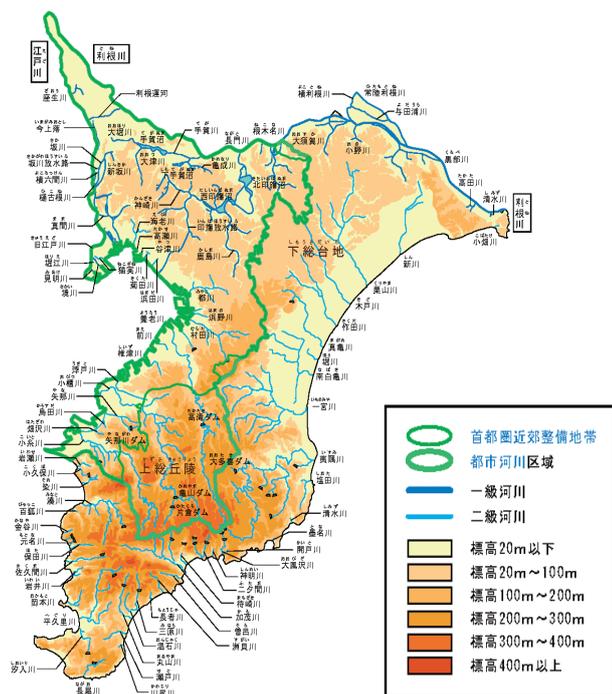
### 2. 千葉県の災害発生状況

過去5年間の災害復旧の申請箇所数と決定額は以下のとおりです。

発生年	箇所数	決定額(千円)
平成30年	28	264,566
令和元年	406	7,398,567
令和2年	0	0
令和3年	47	756,822
令和4年	3	373,970

令和元年を除き、近年は比較的災害による被害件数、額ともに少ない状況であり、なかでも令和2年については災害復旧事業としての申請箇所がゼロで、千葉県としても非常に珍しい大きな被害の全くない年でした。

令和元年(2019年)については、秋に発生した房



千葉県の河川



強風による鉄塔倒壊状況



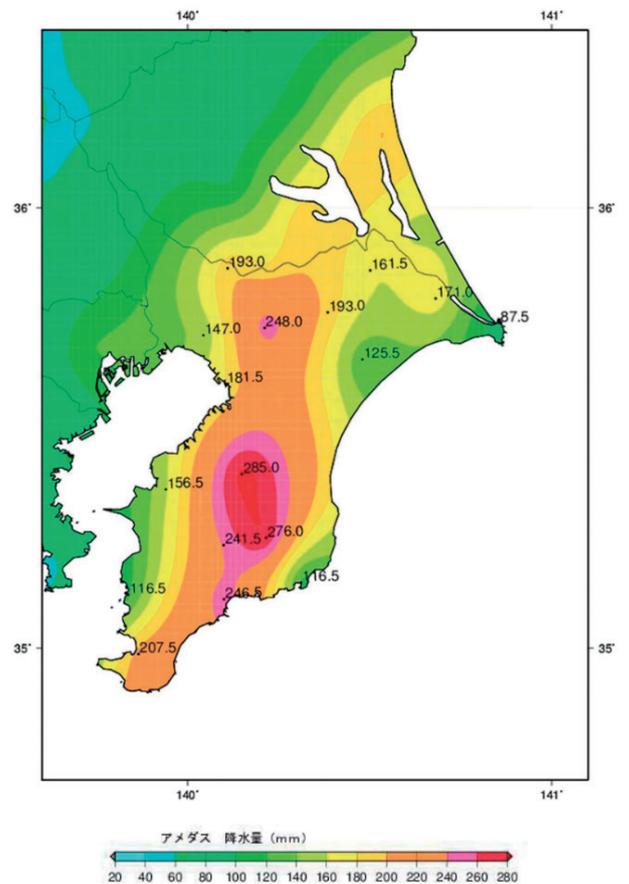
強風による倒木被害・電柱倒壊状況



茂原市内の浸水状況



佐倉市内の浸水状況



出典：「令和元年（2019年）10月25日大雨に関する千葉県気象速報」銚子地方气象台

総半島台風（9月8～9日）、東日本台風（10月12～13日）及び10月25日の大雨により三度の災害に見舞われています。

9月の房総半島台風は、命名された名から解るように房総半島を中心にして千葉県を襲ったかつてない強風を伴った台風でした。千葉、成田で通年の最大風速の極値を更新し、最大瞬間風速が千葉で57.5 mと凄まじい値を示しました。

東日本台風は、大型で猛烈な強さのまま千葉県の西側を通過し、大きな被害が懸念されましたが、この台風に伴う強雨域が県域を越えた西側に偏ったため、甚大な被災は免れています。

10月25日の大雨は、千葉県の南東海上を通過した台風21号に伴う低気圧の影響で房総半島の中央に線状降水帯と思われる雨域が発生し、短時間でありましたが猛烈な降雨によって(二)一宮川や(一)高崎川など多くの河川で増水し、広い範囲で浸水被害が発生しました。

例年に無い三度の災害によって、死者20人、重

傷者20人、軽傷者104人、住家の全壊493棟、半壊6,617棟、一部損壊84,837棟、床上浸水350棟、床下浸水750棟、そして停電が延べ約80万軒、断水が延べ約14万軒で発生し、県民の生活や経済活動に重大な影響を及ぼしました。

改めて令和元年の災害によってお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞い申し上げます。

### 3. 令和元年災からの復旧・復興に関する取組み

令和元年の三度の災害による被害などを踏まえ、千葉県では、「千葉県災害復旧・復興に関する指針」を策定し、河川管理者としても様々な取組みを実施しています。主な取組みについて取り上げます。

#### (1) 治水対策の充実

一宮川では、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に備え、河川整備の加速化を図るとともに、流域関係者の協働による流域対策を行う流域治水を推進しており、特に、令和元年豪雨と同規模の降雨での家屋被害の解消を目指し、一宮川流域浸水対策特別緊急事業を進めています。

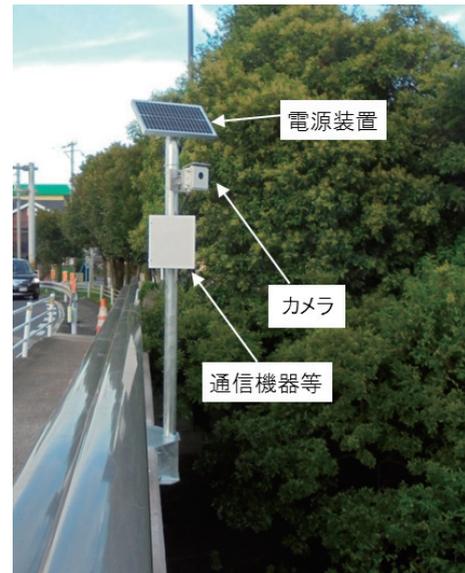
印旛沼では、水資源機構や関係自治体及び利水者等と協議し、予備排水開始の基準となる予測降雨量を引き下げることとし、新たな運用を開始しています。

県管理河川では、河川本来の流加能力を確保するため、竹木伐採・堆積土砂撤去を令和2年度から緊急浚渫推進事業を活用し集中的に実施してきました。

#### (2) 水位計等の整備

令和元年災害等による浸水被害発生箇所や重要水防箇所などを踏まえ、県が管理する水位周知河川とその支川41河川63箇所にて令和3年5月末までに危機管理型水位計を設置し、令和4年度も15か所に増設を進めています。

また、簡易型河川監視カメラについては、避難判断となる水位が設定された水位観測局の近傍に、はじめに水位周知河川32箇所にて令和3年8月末に設



置、その他の河川に令和4年8月末に8河川9箇所を設置し運用をしています。

#### (3) 洪水浸水想定区域図の早期公表

洪水浸水想定区域は令和2年5月末までに当時作成義務があった水位周知河川にその支川を加えた120河川について、公表を完了しました。

上記以外の小規模河川についても、国が令和2年6月に策定した「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」に基づき早期に検討を開始し、その後、水防法の改正により防御対象が浸水範囲に存するすべての河川が洪水浸水想定区域図の作成対象となったことも踏まえ、令和4年3月末に残る全ての作成対象河川の作成を完了し、公表しました。

#### (4) 令和元年災 災害復旧事業について

令和4年12月現在で、令和元年に災害復旧を申請した箇所については、一部、その他の事業による改良復旧に切替え廃工としたものなどを除き、復旧が完了しています。

令和元年の災害復旧については、県の出先機関においても発生件数が多かったこともあり、通常の職員体制では対応しきれず、本庁や施設被害の発生していない所属からの応援職員を多く派遣し、対応しました。東日本大震災による災害復旧は県内全域に被害が発生したため例外的ではありますが、これ以外では同様に大きな被害が一部管内に集中して発生した際には応援職員の派遣などを行っています。

千葉県においても災害復旧に関する知識を定例の座学の研修だけでは現場で最前線の職員として十分



なスキルが習得できているとは言えず、令和元年は新たな試みとして、若手職員に加え、災害復旧の経験豊富なリーダー的なポジションの職員を派遣し、本来担当する所属の職員から独立して初期の測量、地質調査、設計などの各関係者間コーディネートや若手職員の育成も同時に行うことで機動的に査定準備を進め、本来の所属の職員はこのサポートを行っていました。

管内に精通していない職員が応援として短期集中で設計などを行った結果、他の自治体でも同様の事例はあるかと思いますが、設計の細部の詰めが甘い箇所については、本省防災課と設計変更の協議を行うこととなった箇所も少なからずありましたが、本来の所属の負担は大幅に軽減できたと考えます。

#### 4. 災害復旧事業に関する研修等の取組み

千葉県では、定期的な経験年次に応じた研修で災害復旧事業に関する座学の研修を行っているところですが、これに加えて外郭団体においても、市町村職員などを対象とした、実際の査定設計書を作成する研修なども実施しています。

また令和4年度より新たに、実際に現場を確認しながら実習を行う研修もはじめております。

しかしながら、災害査定については、実際の査定における現場対応の流れや設計の考え方の説明の仕方などについては、座学などでの研修での習得には限界があります。このことから、千葉県においても査定官、立会官の協力をいただき、実際の査定の現場に臨場し、状況を見学し、最終的には朱入れまで完結するまで見学するような「臨場研修」も可能な限り実施してきております。

臨場研修は、査定の現場は車両を置いておく場所



災害査定臨場研修の状況

や査定を受ける職員以外（研修参加者）が配置できる場所などが確保できる現場であることが必要であるため、これを的確に判断し、査定に影響がないよう配慮しつつ、有益な研修となる現場の見極めが難しいところです。

千葉県災害による被害が発生しやすい南部の地域は、ほとんどが車両の置き場に苦慮する小規模の現場が多いため、研修場所を確保することは容易ではありません。

このため、実情はたまたま臨場研修ができそうな現場が認められたら、直ちに申請者の理解を得ることと並行して、随行を通じて査定官、立会官の了承を得て、参加者、工程などを調整するため、限られた県の職員少数で実施している状況です。

臨場研修にあたっては、野帳などを入手し、事前に座学で被災原因や申請工法の考え方、現地査定での見るべきポイントなどを解説できる職員から参加する職員にあらかじめ説明し、より現場を見る意識が高くなるよう心掛けています。災害復旧事業の未経験者であっても、事前に疑問点があれば座学の時点で質問し理解しておくことで、より事業に対する理解度が上がると思っています。

#### 5. おわりに

千葉県は、これまで8年から10年周期で大きな出水による被害が発生しており、これらを経験した職員としていない職員でも災害復旧に対する知識、経験が災害発生時の対応力の差になっていることも否めません。

これまでは比較的、県南部が被害が発生しやすい傾向がありますが、浸水被害の激甚化・頻発化が懸念される近年で、いざという時に経験がないから対応できないという状況は許容されません。

特に都市部は、護岸などが強固な構造物で作られている以上、一旦被害が発生するとその復旧も大変な状況が危惧されます。

昨今、県の職員も募集しても欠員が出るような状況の中、災害復旧事業についても、限られた人材に対して、いかに効果的に知識・経験知を向上させるかが課題です。

今後も「臨場研修」などには積極的に取組み、一方的に説明を受ける座学研修などだけではなく、演習なども交えて効果的な学習方法は、常に検討して少しでも来る大規模災害に備えてまいりたいと思います。

# 令和4年度水防功労者国土交通大臣表彰

## 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

令和4年度水防功労者国土交通大臣表彰式が、令和5年2月7日(火)に国土交通省にて開催され、水防活動に従事し著しい功労があった12団体及び永年功労者16名の方々に斉藤国土交通大臣から表彰状が授与されました。

我が国は、地形、気象等の自然条件が厳しく、毎年のように豪雨や台風による洪水等が全国各地で発生しています。昨年は、7月、8月に発生した大雨や台風第14号、第15号などによって、全国各地で甚大な災害が発生しました。

近年、気候変動の影響により、災害が激甚化・頻発化しており、国民の生命・財産を守るためには、河川整備だけでなく、これと「車の両輪」となって被害を最小限にとどめる水防活動も、ますます重要になってきています。

今回受賞された方々は、地域の安全を守るため、日頃から訓練を積み重ね、災害時の厳しい現場の最前線で、水防活動に従事されてきました。また、平時においても、団員の指導・育成、地域の防災意識向上のため、永年にわたり尽力されてこられました。

水防活動の原点は、自らの地域を守るための地域住民による自発的な活動です。この水防活動の理念を実践・継続されてきた受賞者の方々の功績は誠に顕著であり、全国の模範となるものです。あらためて、受賞者の皆様にお祝い申し上げます。

また、本表彰とは別に、水防という勤務の特殊性にかんがみ、その功労に報いるため、水防団員として多年勤続され、退職された方々(本年度は全国で183名)に対して、国土交通大臣名で報償が行われています。

本年度の受賞者等の概要は次のとおりです。

### 1 水防功労者国土交通大臣表彰受賞者

#### (1) 水防活動に従事した功績のあった団体(12団体) (敬称略)

##### [令和4年7月14日からの大雨]

- ・大崎市消防団(宮城県)
- ・湧谷町消防団(宮城県)
- ・美里町消防団(宮城県)

##### [令和4年8月3日からの大雨]

- ・鶴田町消防団(青森県)
- ・弘前市消防団(青森県)
- ・大館市消防団(秋田県)
- ・村上市消防団(新潟県)
- ・小松市消防団(石川県)

##### [令和4年台風第14号]

- ・由布市消防団(大分県)
- ・都城市消防団(宮崎県)

##### [令和4年台風第15号]

- ・磐田市消防団(静岡県)
- ・島田市消防団(静岡県)

#### (2) 永年功労者(個人:専任水防団員)(16名)

(敬称略)

##### [永年功労]

- ・井上 薫

##### 【岐阜市金華水防団(岐阜県)】

- ・大野 淳次

##### 【岐阜市京郷水防団(岐阜県)】

- ・大野 豊

##### 【岐阜市七郷水防団(岐阜県)】

- ・北川 佐市

##### 【岐阜市島水防団(岐阜県)】

- ・小池 基司

##### 【羽島市水防団江吉良分団(岐阜県)】

- ・笠原 昭弘

##### 【岐阜市長良水防団(岐阜県)】

- ・ 久保田 実  
【静岡市水防団安倍川第3分団（静岡県）】
- ・ 大草 憲二郎  
【静岡市水防団足久保川分団（静岡県）】
- ・ 朝比奈 三男  
【静岡市水防団安倍川第1分団（静岡県）】
- ・ 牧野 明  
【静岡市水防団安倍川第2分団（静岡県）】
- ・ 佐野 勝  
【浜松市水防団（静岡県）】
- ・ 船本 繁  
【淀川右岸水防事務組合水防団（大阪府）】
- ・ 池田 榮  
【淀川左岸水防事務組合水防団（大阪府）】
- ・ 井上 誠一  
【淀川右岸水防事務組合水防団（大阪府）】
- ・ 柄須賀 武  
【淀川左岸水防事務組合水防団（大阪府）】
- ・ 大前 勝男  
【大和川右岸水防事務組合水防団（大阪府）】

2 退職水防団員等報償対象者

府 県 名	対象者数
神 奈 川 県	35
岐 阜 県	29
静 岡 県	53
京 都 府	6
大 阪 府	60
合 計	183



表彰状の授与（斉藤国土交通大臣より）



記念撮影

いのちとくらしをまもる 防災減災

# 大川から中小河川まで地域の洪水の危険度が 一目で分かります

～洪水キキクルと水害リスクラインを一体化～

令和 5 年 2 月 9 日 気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課  
水管理・国土保全局 河川環境課

地域の洪水の危険度を一元的に確認できるよう、これまで別々に提供してきた「洪水警報の危険度分布」(洪水キキクル)と「国管理河川の洪水の危険度分布」(水害リスクライン)を気象庁ホームページ上で一体的に表示します。

- これまで、気象庁では、中小河川の洪水危険度を伝える「洪水警報の危険度分布」(洪水キキクル)を平成29年(2017年)度から、一方、水管理・国土保全局では、国管理河川について、きめ細かな越水・溢水リスクを伝える「国管理河川の洪水の危険度分布」(水害リスクライン)を令和2年(2020年)度から運用し、それぞれのホームページから提供してきました。
- 今般、気象庁と水管理・国土保全局では、これらの情報を気象庁ホームページの洪水キキクルのページで一体的に表示する取組を開始します。(詳細は別紙参照)
- これにより、地方自治体や住民の皆様が、それぞれ

それぞれの場所における詳細なリスク情報をワンストップで確認可能になることから、適切な避難の判断・行動に資することが期待されます。

- なお、水害リスクラインのページでは、これまで提供していた現時点の危険度に加え、6時間先までの毎時の危険度などの閲覧も可能となります。

■ 一体的表示の運用開始日時：

令和 5 年 2 月 16 日 (木) 13 時頃から

■ 洪水キキクルのページ：

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

■ 水害リスクラインのページ：

<https://frl.river.go.jp>

**洪水に関する危険度情報の一体的発信** 国土交通省 別紙

「国管理河川の洪水の危険度分布※」  
(水害リスクライン)

※ 大川のみめ細かな越水・溢水の危険度を伝える

「洪水警報の危険度分布※」  
(洪水キキクル)

※ 中小河川の洪水危険度を伝える

国管理河川の詳細な予測情報は水害リスクラインで提供。

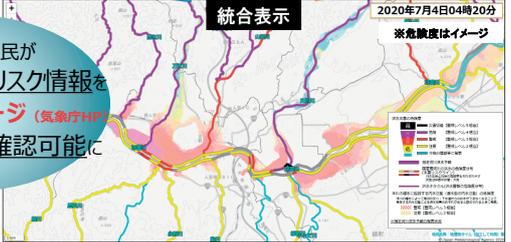


**水害リスクライン**



**洪水キキクル**

**統合表示**



2020年7月4日04時20分  
※危険度はイメージ

自治体・住民が  
それぞれの詳細なリスク情報を  
洪水キキクルページ (気象庁HP) で  
ワンストップで確認可能に

## 河川入門講座 (9)

## 河川の土地の使用 (その1)

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



わが国の河川は、ふだんの流れに対して、大雨のときの洪水の流れが非常に大きいので、大河川下流域の低地や平野では、ふだんの河川の流路である「低水路」に比べて、洪水のみが流れる「高水敷」が著しく広いのが特徴です。

この高水敷は、平均して数年に一度、一日、二日程度しか冠水せず、殆んどの日日は堤内地と変わらぬ状況ですから、堤内地側の土地利用の過密化している都市域では、高水敷が無駄に遊んでいる土地に見え、これを何とかしようという考えが生まれるのも無理からぬところがあります。

戦前、戦中では食糧増産のため、高水敷の開墾作付が奨励され、主に畑、ときとして水田に利用されました。

又、敗戦直前に全国の主要都市が空襲を受けたときは、市内に河川の流れている都市では罹災者が高水域など河川敷に避難し、仮住まいのバラックが“不法占拠”として戦後に引き継がれることになりました。

又、戦後の混乱した世相の下で、河川敷の自由勝手な占拠も横行し、不法掘削の砂利砂採の穴やゴミ捨場もありました。

(旧)河川法時代には、行政の対象となる河川の河川管理者はすべて都道府県知事でした。

水利使用、土地使用等の河川の占用料が都道府県の収入になることもあり、知事の占用許可が割におおらかで、企業のグラウンド、ゴルフ場、自動車教習所、駐車場、競馬の練習場さらには、ライダーや軽飛行機の滑走路等多彩な利用目的が許可されていました。

このような、ニーズがあるなら河川管理上の支障が無い限り占用を認めようという考えに対し、そもそも河川は公共物であるから、一部の私有地は別として、河川敷地は本来的には一般公衆の自由な使用に供されるべきもので、占用は特定の者に排他独占的な使用を許すので出来るだけ避けるべきという考え方もあります。

次号は、河川敷占用の考え方が大幅に変わった、昭和39年(1964)以降のお話をします。

# 災害査定の留意点

## 災害復旧事業の査定事例 (23)

～増破の措置～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

### 1. はじめに

近年、気候変動の影響により全国各地で従来よりも大規模な豪雨災害が発生しています。

地域によっては災害が連続して発生することにより、災害採択されるも当年や翌年等に、再度、工事の施行中又は着手前に災害を受ける「増破」が多く見られています。

このことから、災害復旧事業の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置や増破対策について事例を交えて説明します。

### 2. 災害復旧事業における増破の措置

災害復旧事業に係る施設について、その工事の施行中又は着手前において、さらに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）の適用を受ける災害が生じた場合、前の災害（前災）の未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業とあわせて一つの災害復旧事業として施行します。

この場合、未着手又は未施行の工事費は、新たな災害が前災と発生年を同じくする場合には当該工事費を「内転属額」、発生年を異なる場合には当該工事費を「内未成額」として区分します。

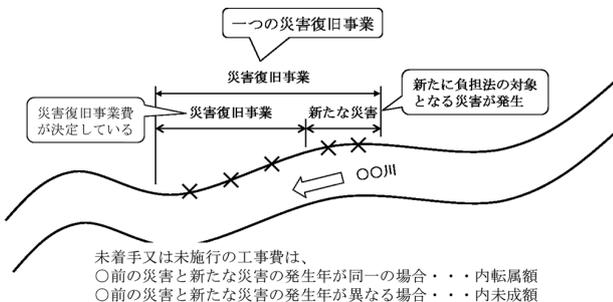


図-1 施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置

ただし、新たな被災部分の復旧に要する費用が限度額未満の場合や負担法の対象とならない異常気象では前災処理（設計変更）となります。

### 3. 災害復旧事業費の取扱い

増破後の災害復旧事業費は、前災が未着手か施行中かによって取扱いが異なります。

前災が未着手の場合、前災部分を含めた全体を1箇所とする設計を行い、これに要する工事費を決定額とし、前災の決定工事費を内転属額又は内未成額として内訳を表します。

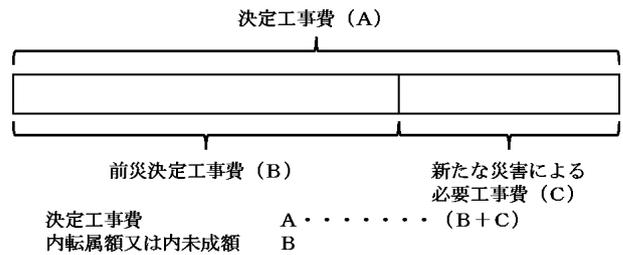


図-2 前災が未着手の場合の決定工事費

前災が施行中の場合、新たな災害の発生した時点における前災の既施行及び着手済みの出来高を打切算出し、これを前災の決定工事費から控除したものが内転属額又は内未成額となり、手戻り額については新たな災害の決定工事費に加えます。

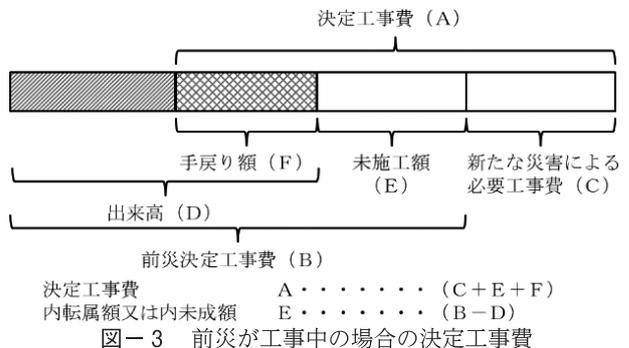


図-3 前災が工事中の場合の決定工事費

### 4. 増破事例と対応の必要性

#### 1) 増破の特徴

令和3年の増破（内転属又は内未成）約100件の特徴をまとめると、未着手箇所や複数工区の未施行

区間等について増破対策を行っていなかった事例が約7割、河川が増水しやすい時期の工事等で増破対策を怠った事例が約3割と早期の工事着手を含めた増破対策の重要性が示される結果となっています。

## 2) 増破事例

写真-1は、河川災害復旧工事中、新たな出水により護岸上部に増破・手戻りが生じた事例です。護岸下部は増破対策として速やかに埋戻しを行っていたことから増破・手戻り等は生じていません。



①前災工事中

②増破状況

写真-1 河川災害（増破）

写真-2、3は、道路災害復旧工事中、擁壁が完了し舗装工事までの間、舗装面まで碎石を敷設するなど路面排水対策を行っていたところ、新たな豪雨により擁壁等に増破・手戻り等が生じた事例です。



写真-2 前災工事中



写真-3 増破状況

## 3) 増破対策事例

写真-4は、河川工事の対策として、河川が増水しやすい時期に向けて、仮排水路の設置、護岸前面に寄石、土嚢積みに加えブルーシートによる侵食・浸透防止等を実施した事例です。



写真-4 河川工事の増破対策事例

写真-5は、災害復旧事業による欠壊防止に加えて、ブルーシート及び法尻補強のための大型土嚢を設置した事例です。



写真-5 応急工事の増破対策事例

## 5. おわりに

たび重なる災害に見舞われ、復旧が遅れる事もあると思いますが、増破対策は重要です。

増破対策は、原則として管理者の負担において実施することとなります。災害復旧箇所においても日頃から新たな災害を想定し、欠壊防止工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第9・一・二）の活用や現場に応じた増破対策を行うことが必要不可欠であり、増破対策は管理者としての責務であると認識いただきたいと思います。

# 令和 4 年度 防災セミナーを開催

公益社団法人 全国防災協会



日 時：令和 5 年 2 月 10 日 (金)

会場：東京都千代田区永田町 2-16-2  
星陵会館ホール

令和 4 年度「防災セミナー」は、令和 5 年 2 月 10 日 (金)、星陵会館ホール (東京都千代田区永田町) において、(公社)全国防災協会の主催、(一財)北海道河川財団、(一社)東北地域づくり協会を始めとする各地方の地域づくり協会等 9 団体の協賛並びに国土交通省、気象庁及び内閣府政策統括官 (防災担当) の後援により開催しました。

本年度は、国土交通省の方々を始め、各都道府県市町村の職員・賛助会員、協賛された各地域づくり協会等の防災エキスパート、全国防災協会の災害復旧技術専門家、その他、建設関係企業の方々等、約 120 名の参加を頂き、防災にかかわる最新情報について、最後までご熱心に聴講されていました。



主催者挨拶 (脇 雅史 会長)



来賓挨拶 (岡村 次郎 局長)

当日は、午後1時に開会され、はじめに当協会の脇雅史会長より主催者挨拶があり、来賓としてご出席を賜りました岡村次郎 国土交通省 水管理・国土保全局長よりご挨拶を賜りました。岡村局長におかれましては、ご多忙中にも関わらず、防災セミナーの参加の皆様方に最新の防災行政を踏まえた挨拶を賜りましたこと、本紙をお借りして感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本防災セミナーは、防災対策や災害復旧業務に携わる国土交通省や地方公共団体、一般企業等の関係職員、各地方の防災エキスパートや災害復旧技術専門家等に対し、今後、発生が予測される首都圏直下型地震や東南海地震等による大規模災害にも備えた、防災体制等を強化するための一環として、事前対策や発生時における危機管理等のあり方及びその後の復興・復旧計画等について、高度な専門知識を有する学識経験者や専門家、行政担当者等からアドバイスをいただくことを目的に毎年開催され今回で通算38回目を迎えるものです。

今年度は、最初に、特別講演として中央大学研究開発機構の山田正教授から「近年の豪雨災害の特徴とそれに備える治水哲学及び治水技術の進展」をテーマに水災害を取り巻く最新の研究開発の紹介、各地域における流域治水のあり方について説明をいただきました。

休憩を挟み、内閣府政策統括官（防災担当）付高畑栄治企画官（調査・企画担当）より、内閣府（防災担当）における、地震・津波災害、火山災害、水害・土砂災害への対策に関する昨今の動向について説明して頂きました。

次に国土交通省水管理・国土保全局河川環境課白波瀬卓哉水防企画官より、近年の水害特徴と水防法改正の変遷、水防活動の現状と課題、浸水想定区域やハザードマップの見方、水害リスクの周知に関する最新の動向等について説明して頂きました。

次に茨城県常総市根新田町内会自主防災組織須賀英雄事務局長より、平成27年の「関東・東北豪雨」による鬼怒川堤防決壊等に伴う氾濫での被災体験を基に「災害に強い町づくり」を推進していること、ショートメールを活用した情報伝達システムの構築、「マイ・タイムライン」の地域への浸透活動、大地震発生時の「安否確認システム」等、「向こう三軒両隣」の文化と最新技術を融合した独自の自主防災活動についてご紹介して頂きました。

最後に、公益社団法人全国防災協会理事及び災害復旧技術専門家派遣制度運営委員の富田和久氏より災害復旧技術専門家派遣制度の概要、これまでの派遣実績及び代表的な活動事例について説明するとともに、この制度の積極的な活用を呼びかけました。

ご協力を頂いた各講師の方々、また同セミナーを受講された皆様方には、心よりお礼申し上げます。

講 師 紹 介



「近年の豪雨災害の特徴とそれに備える治水哲学及び治水技術の進展」

中央大学研究開発機構  
教授 山 田 正



最近の防災行政について

内閣府政策統括官（防災担当）付  
企画官（調査・企画担当）高 畑 栄 治



最近の水防行政に関する話題について

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課  
水防企画官 白波瀬 卓 哉



「地域コミュニティが命を救う」災害犠牲者ゼロを目指した防災まちづくり

茨城県常総市根新田町内会  
自主防災組織 事務局等 須 賀 英 雄



災害復旧技術専門家派遣制度について  
～活動実績及び制度紹介～

公益社団法人全国防災協会理事・災害復旧技術専門家  
派遣制度運営委員 富 田 和 久

協会だより

## 令和4年度 第3回通常理事会開催

令和4年度第3回通常理事会が、令和5年2月21日(火)12時30分から、千代田区平河町の砂防会館別館3階「立山会議室」で開催されました。

### 1. 出席者

協 会長	足立 副会長	日裏 副会長
藤芳 副会長	竹中 理事	楯野 理事※
坂井 理事※	虫明 理事	秋本 理事
奥野 理事	上総 理事	富田 理事
松田 理事	野田 監事	

(注)※は zoom を使用したテレビ会議による出席

### 2. 審議事項

令和5年度事業計画について  
 令和5年度収支予算について  
 顧問の委嘱について  
 会員の入会について  
 会長及び副会長の職務執行の状況について(報告)  
 災害復旧技術専門家派遣制度及び実績について  
 (報告)

協会長の開会挨拶、足立副会長(参議院議員)の挨拶の後、中込淳国土交通省水管理・国土保全局防災課長の来賓挨拶をいただき、議事録署名人選任、議案の説明・審議、報告等が行われ、議案はいずれも原案どおり決議されました。



協会長あいさつ



中込防災課長あいさつ



足立副会長あいさつ



役員の皆様



役員の皆様



役員の皆様

協会だより

## 令和 4 年度顧問会議開催

令和 4 年度顧問会議が、令和 5 年 2 月 21 日 (火) 10 時 30 分から、千代田区平河町の砂防会館別館 3 階「立山会議室」で開催されました。

### 1. 出席者

- 協 会長            藤 芳 副会長
- 近藤 顧問 (代理：高梁市妹尾土木部長)※
- 佐々木 顧問    加藤 顧問    縣 顧問
- 山中 顧問      平尾 顧問    松本 顧問
- 細見 顧問      安田 顧問    塚原 顧問
- 石橋 顧問      平井 顧問※   黒川 顧問
- 佐藤 顧問      小林 顧問※

(注)※は zoom を使用したテレビ会議による出席

### 2. 議 題

自由討議(自由討議の前提として次の事項を説明)

- ・令和 5 年度事業計画について
- ・令和 5 年度収支予算について
- ・災害復旧技術専門家派遣制度及び実績について



顧問会議の様子



協会長あいさつ



顧問会議の様子